

令和8年度 事業計画及び資金収支予算書

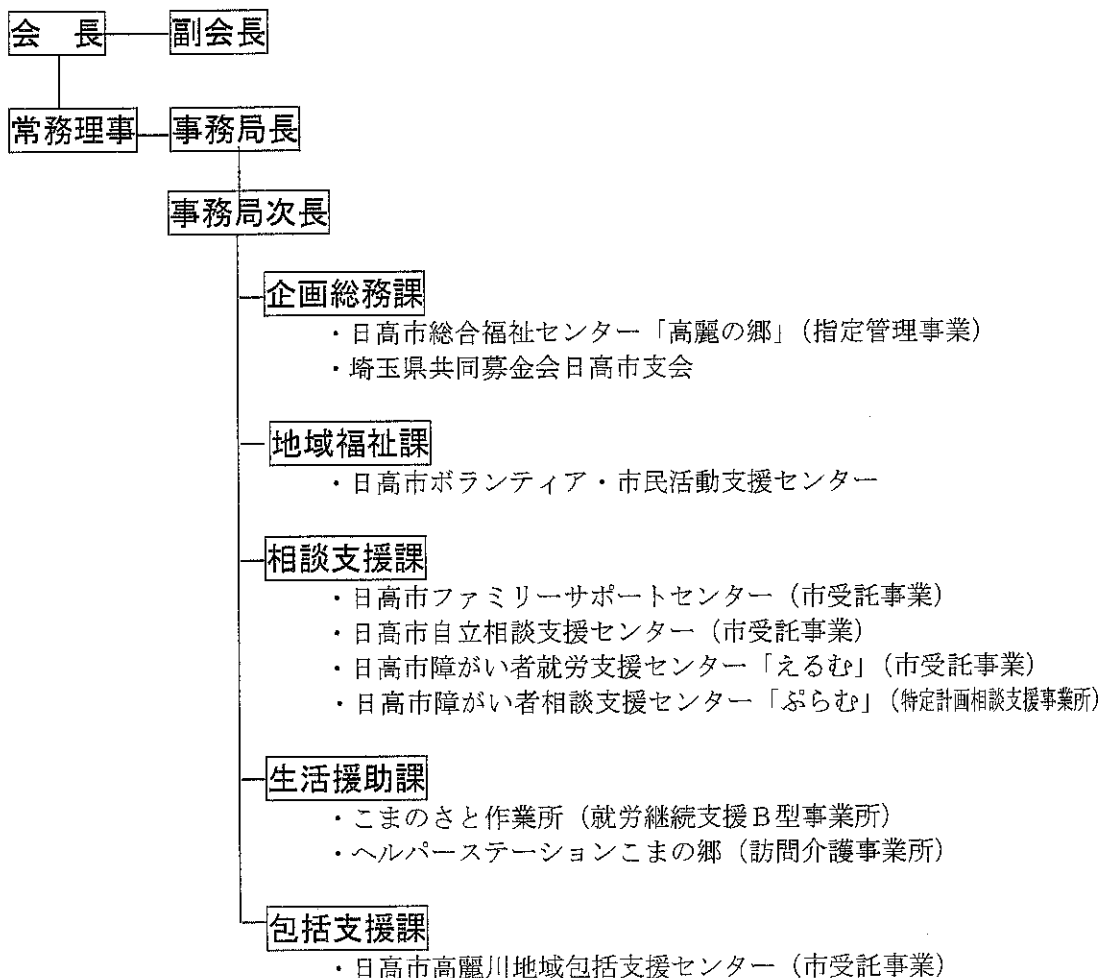
自 令和8年4月1日

至 令和9年3月31日



社会福祉法人日高市社会福祉協議会

●令和8年度事業推進体制



●組織の沿革

昭和32年	任意団体として「日高町社会福祉協議会」設置
昭和60年	法人化「社会福祉法人日高町社会福祉協議会」設立 (初代会長：駒野昇氏〔首長兼任〕) 法人登記年月日：昭和60年6月13日
平成3年	市制施行「社会福祉法人日高市社会福祉協議会」
平成9年	日高市総合福祉センターに事務所移転(日高市大字楡木201番地) 日高市総合福祉センター、在宅介護支援センター、ホームヘルパー派遣事業、心身障がい者地域デイケア事業の受託
平成12年	介護保険法施行。居宅介護支援事業、訪問介護事業実施
平成22年	居宅介護支援事業を廃止、地域包括支援センター事業を受託。心身障がい者地域デイケア事業を就労継続支援B型事業所へ移行。障がい者就労支援事業受託
平成23年	日高市地域支え合い事業開始
平成24年	ファミリーサポート事業受託
平成27年	生活困窮者等自立相談支援事業、障がい者相談支援事業受託、特定計画相談支援事業実施
平成28年	日高市社会福祉大会第30回記念大会举行
平成29年	生活支援体制整備事業(第1層)受託
令和2年	生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業受託
令和3年	課制の導入(3課1センター)
令和6年	企画総務課創設(4課1センター)
令和7年	包括支援課創設(5課)

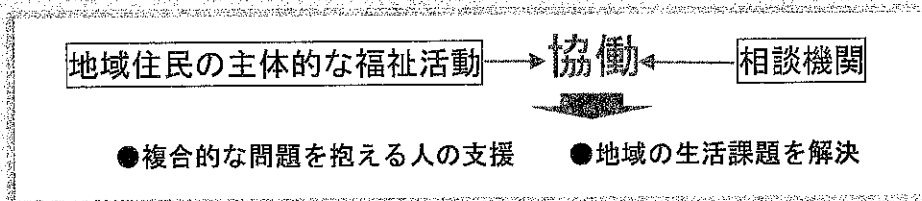
令和8年度日高市社会福祉協議会（日高市社協）事業計画

- 地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「地域福祉等計画」）は、地域住民、関係者、行政と日高市社協などがともに日高市の地域福祉を推進していく方向性と取組について定めた計画で、本市では、令和6年度を始期とする「第4次計画」が進行しています。
- 第4次の地域福祉等計画では、「誰もがつながる安心と支え合いの地域づくり」を基本理念として、地域住民の主体的な福祉活動と相談機関が協働することで、高齢・障がい・児童・生活困窮等の縦割りの福祉制度ではうまく対応できない複合的な問題を抱える人への支援や地域の生活課題を解決できる体制づくりをめざしています。

第4次日高市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和6年度～10年度）の基本理念

誰もがつながる安心と支え合いの地域づくり

とは、



ができる体制づくりをすすめること。

- 地域福祉等計画を進めていくために、日高市社協が地域住民や関係機関、行政とともに「解決をめざす地域課題、テーマ」を以下のとおり設定しました。日高市社協が取り組む事業を下記のいずれかのテーマに当てはめ、地域福祉等計画の実施計画と関連させながら、着実な推進を図ることとしています。

- | | | |
|----------------|--------------------|----------------|
| (1) 移動困難者 | (2) 孤立・孤独 | (3) 経済的自立・食の貧困 |
| (4) 健幸づくり・介護予防 | (5) 持続可能な地域活動・人材育成 | |
| (6) 権利擁護 | (7) 災害・感染症への備え | (8) 終活 |

- 地域福祉等計画の成果については、基本理念の実現に向けた4つの基本目標ごとに設定され、進捗を評価、点検する仕組みとします。

1 解決をめざす地域課題・テーマ別の重点取組

(1) 移動困難者

- ① 日高市地域支え合い事業「地域おたすけ隊」運営支援
 - ・ 地域おたすけ隊へ車両の貸出
 - ・ 地域おたすけ隊による付き添い外出支援のサービス利用者への補助
 - ・ 移送サービス運転協力者認定講習会の開催
- ② 福祉自動車の貸出
 - ・ 社協会員ヘスロープ付き自動車又は助手席リフトアップ自動車の貸出

(2) 孤立・孤独

- ① サロン活動運営支援
- ② 地域食堂（子ども食堂）運営支援
 - ・ 安心安全に実施できるよう衛生講習会を開催
- ③ 見守り活動への助成、運営支援

(3) 経済的自立・食の貧困

- ① 就労支援のための各種相談支援の実施
- ② 生活福祉資金等の貸付
- ③ フードバンクの運営、フードパントリー（食品等の配布会）の開催
- ④ 地域食堂（子ども食堂）運営支援（再掲）

(4) 健幸づくり・介護予防

- ① サロン活動運営支援（再掲）
- ② 日高市高麗川地域包括支援センターの運営
- ③ 「日高市健幸のまちづくりパートナー」としての取組の推進

(5) 持続可能な地域活動・人材育成

- ① 地域福祉推進組織に関する検討
- ② 各種ボランティア講座の開催

(6) 権利擁護

- ① 権利擁護に関する各種相談援助
- ② 虐待対応及び防止に向けた各種取組
- ③ 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の実施

(7) 災害・感染症への備え

- ① 災害ボランティアセンター運営体制の構築
- ② 業務継続計画（BCP）の立案

(8) 終活

- ① 成年後見制度・終活に関する相談の実施

2 基本目標

(1) 基盤づくり～包括的な支援体制の基盤づくり～

① 重層的な支援体制の構築

市が設置する「日高市福祉複合課題調整チーム」に参画し、包括的な相談支援体制の在り方についての協議を行います。

② 相談支援体制の充実及び多機関連携の推進

ア 地域住民が生活問題を抱える住民の問題を受け止め、解決を試みることができる体制（地域福祉推進組織）づくりを進めるため、次の取組の充実、拡大を図ります。

- 1) 日高市地域支え合い事業（地域おたすけ隊）
- 2) 地域活動拠点の整備（武蔵台、たかね）
- 3) 地域福祉推進組織に関する検討
- 4) 福祉委員の設置及び会議の開催

イ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）及び相談支援包括化推進員の職務内容や機能を整理し、配置に向けた体制や財源など事前準備や協議を進めます。

ウ 市から委託を受け実施する各種事業の充実を図ります。

③ 権利擁護体制の充実

ア 虐待を防ぐための取組を推進します。

- 1) 虐待防止委員会の開催や虐待防止に向けた研修の実施
- 2) 虐待防止に関する周知・啓発

イ 権利擁護の支援に取り組みます。

- 1) 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートネット）の実施
- 2) 成年後見制度・終活相談の実施
- 3) 法人後見の実施に向けた検討

(2) 地域づくり～地域住民による支え合い・見守りの地域づくり～

① 地域福祉の場・拠点づくりの促進

ア サロン活動の充実を図ります。

- 1) サロン活動支援事業
- 2) 当事者支援・参加型サロンの開設支援

イ 「子ども食堂」「地域食堂」の運営を支援し、取組の拡大を図ります。

② 地域での支え合い・見守り体制の拡充

- 1) 日高市地域支え合い事業（再掲）
- 2) フードバンクの運営（フードパントリー[食品配付会]の実施）

- 3) NPO法人や民間事業者との連携の強化(ソーシャルビジネスとの連携)
- 4) 歳末たすけあいによる地域見守り活動の促進
- ③ 災害に備えた支援体制の構築
 - ・ 災害ボランティアセンター運営訓練に向けた準備を進めます。

(3) 担い手づくり～専門職から住民一人一人まで地域福祉を支える担い手づくり～

- ① 福祉、介護・保育人材の確保等の推進
 - ・ 各種実習生の受け入れ等を進めます。
- ② 地域福祉の課題を学び、考える機会の充実
 - ・ 福祉教育の取組を推進します。
- ③ 地域福祉を担う住民の育成及び団体の育成・支援
 - ・ ボランティア・市民活動支援センターの充実を図ります。
- ④ 社会福祉法人、企業、大学等との連携強化

(4) 環境づくり～誰もが地域で安心して暮らせる環境づくり～

- ① 社会的孤立対策の推進
- ② 福祉サービスの苦情解決体制の強化
- ③ 誰にも優しいまちづくりの推進
 - ・ 手話に身近に触れる機会として「手話カフェ」などの開催を支援します。
 - ・ 高齢や障がい、病気などにより外出が困難な人への移送支援の取組を推進します。
 - ・ 障がい当事者を講師として行われる障がい理解プログラムを実施する学校に対し、障がい当事者の交通費等の助成を行います。【新規】

3 計画の推進

(1) 業務推進体制の強化

計画を進めるためには、業務推進体制(職員体制や部署間連携、業務のルールや手順の見える化など)の強化を進めます。

(2) 広報啓発の促進

社協だより「ひだまり」やホームページ、生活支援体制整備事業における第1層協議体などの開催を通じて、計画や取組の進捗状況を公表し、市民の関心を高めるとともに、活動への参加、協力を促進します。

令和 8 年度

社会福祉法人日高市社会福祉協議会

事業計画

社会福祉事業

I 地域福祉事業		
1	法人運営事業	担当 企画総務課
事業計画・概要		めざす成果
<p>(1) 法人の組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 理事会の開催（年5回） 法人の業務を執行します。 ② 評議員会の開催（年4回） 法人の業務に関する重要事項を決定します。 ③ 監査の実施（年1回） 業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査します。 ④ 三役会議の開催（年12回） 法人の重要事項の事前協議等を行います。 ⑤ 財源確保の促進 <ul style="list-style-type: none"> ア 社協会員の募集 イ 寄付金の受入れ ウ 不要な入れ歯や使われないアクセサリーの回収 <p>(2) 総務・経理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 会計処理の適正化 予算実績管理支援 ② 総務業務の適正化 備品管理、車両管理、PC管理、情報管理 <p>(3) 人事・給与業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 研修事業の実施（適宜） ② 人事・給与・就業管理システムの運用 ③ 能力評価・業績評価の実施 ④ 福利厚生事業（予防接種費用の独自補助、職場健診） <p>(4) 地域支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 後援名義使用許可対応、協賛事業の支援 		<p>(1) 法人運営のルールを定めた定款・諸規程に基づき、安定した法人運営を目指します。</p> <p>(2) 備品や消耗品の管理を徹底し、組織的なコスト削減を進めます。</p> <p>(3) 就業管理システムを導入し、適正な就業管理に努めます。</p> <p>(4) 福祉の推進に有益な事業に対して後援名義使用許可や協賛事業の支援を行います。</p>

2	地域福祉推進事業	担当	地域福祉課
事業計画・概要		めざす成果	
<p>(1) 包括的な支援体制の基盤づくり 重層的支援体制の構築に向け、次の取組を進めます。</p> <p>① 日高市福祉複合課題調整チームへの参加</p> <p>② 地域福祉推進組織に関する協議・検討</p> <p>(2) 日高市地域支え合い事業</p> <p>① 地域おたすけ隊運営支援</p> <p>ア コーディネーター会議の開催（年4回）</p> <p>イ 運行管理委任自動車の整備</p> <p>ウ 付き添い移送支援利用者への補助</p> <p>エ 協力会員養成講座の開催</p> <p>② 地域支え合い協力店に関する事務</p> <p>③ 地域支え合いの財源確保の強化 自動販売機設置等の促進</p> <p>④ 日高市物価高騰対応生活者支援事業地域商品券精算業務 （市受託事業）【新規】</p> <p>(3) 地域支え合い活動への助成</p> <p>① 福祉のまちづくり活動助成金、連絡会設置補助金の交付</p> <p>② 児童遊具新設にあたっての補助金の交付</p> <p>(4) 市民生活支援事業（地域における公益的な取組） 社会福祉法人の地域における公益的な取組として、福祉サービスを積極的に提供します。</p> <p>① 福祉用具の貸出</p> <p>② 福祉自動車の貸出</p> <p>③ 印刷機の貸出</p> <p>(5) 法人としての社会貢献活動</p> <p>① 彩の国あんしんセーフティネット事業への協力</p> <p>② 韓国烏山市社会福祉協議会との交流【新規】</p>		<p>(1) 第4次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画の中で重層的支援体制整備事業実施計画が策定されたことに伴い、地域住民の主体的な福祉活動を組織的に行う「地域福祉推進組織」をどのように位置づけていくか検討を行います。</p> <p>(2) 日高市物価高騰対応生活者支援事業において、本会の地域商品券のスキームが採用されたことから、その精算業務を行い、市の取組への支援を行います。</p>	

3	ボランティアセンター活動事業	担当	地域福祉課
事業計画・概要		めざす成果	
<p>(1) ボランティア・市民活動支援センター運営事業</p> <p>① ボランティアコーディネーターの設置 ボランティア活動に関する相談に応じ、必要な連絡調整を行うため、ボランティアコーディネーターを設置します。</p> <p>② ボランティア登録・保険加入事務 登録によりボランティアへ必要な情報を提供するとともに、活動への安心感を高めるため保険加入手続を行います。</p> <p>③ ボランティア活動支援 生活支援に関するテーマに対応するため、次のボランティア活動の支援に取り組みます。</p> <p>ア 運転ボランティア活動支援 イ 保育ボランティア活動支援 ウ 点字用具の整備 エ 声のおたより活動の支援 オ ガイドヘルプボランティア活動支援 カ 傾聴ボランティア活動支援 キ 地域食堂（子ども食堂）支援 ク ボランティア相談会の支援</p> <p>④ 機材・レクリエーション用具の貸出</p> <p>(2) ボランティア体験学習事業 ボランティア活動への参加を促進するとともに、講座等の実施により人材を育成します。※一部埼玉県社会福祉協議会補助</p> <p>① 彩の国ボランティア体験プログラムの実施</p> <p>② ボランティア講座の開催及び交流事業の開催支援 ボランティア団体と協力してボランティア講座や各種交流事業を開催又は開催支援し、その育成に努めます。</p> <p>ア ガイドヘルプボランティア養成講座 イ 手話奉仕員養成講習会入門課程（市受託事業） ウ 手話カフェの開催支援</p> <p>(3) 福祉教育の推進</p> <p>① 福祉教育プログラムの支援 障がい平等研修（DET）などを通じて新たな障がい理解</p>		<p>(1) ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアとの連携、協力体制を強化します。</p> <p>(2) ボランティア活動に関する情報提供と、申込受付やマッチングが円滑に進められる仕組みを導入します。</p> <p>(3) 当事者やボランティアとの協働による取組の強化</p>	

<p>プログラムづくりに向けた検討を行います。</p> <p>② 家族介護教室（市受託事業） 介護について学習できる機会を企画、実施します。</p> <p>③ 福祉教育プラットフォーム連絡会への参画 近隣市と合同で、福祉教育を「点から面」で捉える仕組みづくりを目指します。</p> <p>④ 社会福祉士実習生（相談援助実習生）の受入</p> <p>（４）シニアの社会参加促進・ボランティア活動支援事業 シニア層の社会貢献活動などへの参加を促すとともに、ボランティア団体が地域社会において活躍できるよう支援体制を構築します。</p> <p>① ボランティアサポーターズクラブの運営支援 ボランティア・市民活動への参加を促進し、市民参加による協働のまちづくりを図るため、ボランティアサポーターズクラブの運営支援を行います。</p> <p>② 日高ボランティアネットの運営 ボランティア活動のきっかけづくりのため、内容の充実を図ります。</p> <p>③ ひだかボランティアフェスタの開催支援 ボランティアサポーターズクラブと協働でボランティア活動を啓発するイベントを開催します。</p> <p>④ ボランティア活動等支援事業補助金の交付（市補助事業） ボランティア団体が行うボランティア活動等を支援するため、その活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。</p> <p>（５）災害ボランティアに関する活動支援</p> <p>① 災害ボランティアセンターの運営</p> <p>② 災害時における協働体制に関する話し合い 埼玉県社会福祉協議会の災害ボランティアセンター運営支援システム（kintone）を導入し、運用を進めます。【新規】</p>	<p>を図ります。</p> <p>（４）日高ボランティアネットの仕様を見直し、利便性の向上を図り、実際のプログラムや講座の際に利用します。</p> <p>（５）災害ボランティアセンター運営支援システムで適用される対応を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営マニュアルの見直しを進めます。</p>
--	--

4	共同募金配分金事業	担当	企画総務課・地域福祉課・相談支援課
事業計画・概要			めざす成果
<p>(1) 一般募金配分金事業</p> <p>① 障がい者の社会参加・啓発促進</p> <p>ア 福祉スポーツ大会 障がい者がスポーツを通じて健康増進を図るための取組を進めます。</p> <p>イ 障がい理解プログラム実施校への助成【新規】 福祉教育の推進にあたり、障がい当事者を講師として依頼する学校へ助成し、当事者参加を促進します。</p> <p>② 訪問カットサービス</p> <p>③ 暮らしの安心相談事業 市民に身近な相談窓口を開設します。</p> <p>ア 心配ごと相談 イ 無料法律相談 ウ 成年後見・終活相談 後見相談の範囲を広げ、終活に関する相談に応じます。</p> <p>④ フードバンクの運営 フードバンク（食料や生活用品の支援）を安定的に運営できるよう体制を整備します。</p> <p>⑤ 赤い羽根広報事業（広報発行とホームページ運営）</p> <p>(2) 歳末たすけあい募金配分金事業</p> <p>① おせち料理の宅配 ② サロン活動の支援 ③ 地域づくりの支援 交流、相談支援などを複合的に実施する地域活動拠点の運営費等の助成や、地域支え合い事業の実施体制の強化のための各種事業を実施します。</p> <p>④ 民生委員・児童委員調査連絡・見守り活動助成 ⑤ 日高市社会福祉大会 ⑥ あいあいまつり ⑦ 福祉広報事業</p>			<p>(1) 一般募金（赤い羽根募金）の配分を受けて、高齢者、障がい者、児童、生活に困難を抱えている人などに対する具体的な支援やサービスを実施します。</p> <p>「おひとりさま」「おふたりさま」に向けた終活相談を行い、安心を提供します。</p> <p>(2) 歳末たすけあい募金の配分を受けて、①年末年始を明るく迎えらるるような取組、②地域の福祉向上のための広報啓発や組織基盤の強化を目的とした取組を実施します。</p>

5	生活福祉資金貸付事業（埼玉県社協受託事業）	担当	相談支援課
事業計画・概要		めざす成果	
<p>他の機関からの借入れが困難な低所得世帯等への資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるように実施します。特に、長引く新型コロナウイルスの影響による経済的困窮により進学の機会を断念しないよう教育支援資金の貸付けについては利用の周知に努めます。</p> <p>① 生活福祉資金（福祉資金、緊急小口資金、教育支援資金） ② 総合支援資金 ③ 不動産担保型生活資金 ④ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金 ⑤ 臨時特例つなぎ資金</p>		<p>生活困窮者自立相談支援事業との連携により、必要な貸付を行うことで、世帯の自立助長に努めます。</p> <p>貸付と自立相談支援事業との協働により、切れ目のない支援を行います。</p>	

6	福祉資金貸付事業	担当	相談支援課
事業計画・概要		めざす成果	
<p>低所得世帯が、臨時的出費又は収入欠如等のおそれがあるため、生活維持が困難となった場合に、その応急的支援によって、生活の安定と自立を助け、住民福祉の向上を図ります。</p>		<p>定期的な償還指導の実施に努めます。</p>	

7	福祉サービス利用援助事業（埼玉県社協受託事業）	担当	地域福祉課
事業計画・概要		めざす成果	
<p>認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が十分でない人が、地域で自立した生活を安心して送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供や暮らしに必要なお金の出し入れなどの援助を行います。</p>		<p>支援計画に基づいて評価を行い、安心して生活を送れるように支援します。</p>	

8	障がい者相談支援事業（一部市受託事業）	担当	相談支援課
事業計画・概要		めざす成果	
<p>(1) 障がい者計画相談事業</p> <p>① サービス利用支援 ② 継続サービス利用支援</p> <p>(2) 障がい者相談支援事業（市受託事業） 障がい者の福祉に関する様々な問題について、相談に応じ、必要な情報提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。</p> <p>(3) その他の活動</p> <p>① インテーク会議の出席 ② 日高市相談支援事業所連絡会の出席 ③ 精神定例会の出席 ④ 精神障がいに対応した地域包括ケアシステム構築のための事業所連絡会議への出席</p>		<p>障がいのある人が地域で住み続けるための自立支援、社会参加に努めます。</p> <p>ケース検討や情報共有を積極的に行い、利用者支援に活用します。</p>	

Ⅱ ヘルパーステーション		ヘルパーステーションこまの郷	
1	訪問介護等事業	担当	生活援助課
事業計画・概要		めざす成果	
<p>要介護又は要支援状態にある高齢者等の要介護者に対し、身体介護や生活支援等の必要なサービスを提供します。</p> <p>(1) 介護保険法によるサービスの実施</p> <p>① 身体介護・生活支援 食事、着替え、入浴介助等の身体介護及び、調理、洗濯、掃除、買物等の生活援助の支援を行います。</p> <p>② 相談・助言（生活、身上、介護に関すること）</p> <p>(2) 総合事業によるサービスの実施（要支援からの移行）</p> <p>(3) 研修会、実習生の受け入れの実施</p> <p>① 研修会 サービスの質の向上や介護技術を高めるために、検討会議及び各種研修会を行います。</p> <p>② 実習（介護福祉士養成）</p>		<p>要介護認定を受けた高齢者等が自宅にて安心した在宅生活が維持できる訪問介護をめざします。</p>	

2	障がい福祉サービス事業	担当	生活援助課
事業計画・概要		めざす成果	
<p>障がいのある人に対し、身体介護や生活支援等の必要なサービス及び相談援助を提供します。</p> <p>(1) 障害者総合支援法によるサービスの実施</p> <p>① 居宅介護 知的・身体・精神の障がいがある人、難病疾患がある人への身体介護及び家事援助の支援を行います。生活する中での相談助言を行います。</p> <p>② 重度訪問介護 日常生活全般に常時支援を要する、脳性まひ等全身性障がいがある人への日常生活支援を行います。</p> <p>③ 同行援護 屋外での移動に制限のある視覚障がいがある人への移動介護を行います。</p> <p>④ 移動支援（地域生活支援事業） 屋外での移動に制限のある全身性障がい及び知的障がいがある人への移動介護を行います。</p> <p>(2) その他</p> <p>① 虐待防止のための委員会の開催</p> <p>② 感染症対策のための委員会の開催</p> <p>③ 業務継続計画の研修・訓練ならびに検証・見直し</p>		<p>受給決定を受けた障がいのある人が自宅にて安心した生活が送れるよう支援します。また、外出することにより社会参加を促し、その人が自立した生活を送れるよう支援します。</p>	

Ⅲ 総合福祉センター管理・経営事業		日高市総合福祉センター「高麗の郷」	
総合福祉センター管理・経営事業(指定管理事業)		担当	企画総務課
事業計画・概要		めざす成果	
<p>市民の相互交流及び地域福祉活動を促進することを目的として、安全かつ快適にサービスを提供できるよう指定管理者としての管理運営を行います。</p> <p>(1) 総合福祉センター管理・経営</p> <p>① 会議室等の貸出・調整業務 会議室等の貸出及び利用に際し、適切に手続きを行います。</p> <p>② 建物・施設の維持管理 建物及び施設の維持管理、保守点検、修繕、清掃などを適切に実施し、安全意識を持った管理運営を行います。</p> <p>③ 職員の研修 緊急時の適切な対応を目的として研修の充実を図ります。</p> <p>ア 消防訓練の実施 災害を想定し、年2回の消防訓練を実施します。 消防訓練は、緊急事態への対応を進めるため、内容の見直しを行い、充実を図ります。</p> <p>イ 普通救命講習の実施 職員の資質向上及び緊急時に適切な対応ができるよう、普通救命講習を行います。</p> <p>④ 自主事業の充実 サービスの質の向上を図ることを目的として、指定管理者として取り組む自主事業の充実を図ります。</p> <p>ア 利用者アンケートの実施 来館者の要望を把握し、サービスに反映させるため、アンケートを実施します。</p> <p>イ 情報提供の充実 センターでの催事や取組について、積極的に情報提供を行い、利用者の拡大を図ります。</p> <p>ウ 利用機会の拡大による市民間交流の促進</p> <p>○ホワイエを使用した健康づくり教室の実施</p> <p>○壁面利用の市民ギャラリーの実施</p>		<p>(1) 様々な立場や世代の利用に配慮します。センターの利用機会の拡大を図り、自主事業の充実を図ります。</p>	

IV こまのさと作業所

就労継続支援B型事業所

こまのさと作業所	担当	生活援助課
事業計画・概要		めざす成果
<p>障害者総合支援法に基づき、利用者に就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。また、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者及び家族の意向、適性・障がいの特性、その他の事情をふまえた個別支援計画を作成し、利用者に対して適切かつ安心できる日中活動サービスを実施します。</p> <p>(1) 就労支援事業の実施</p> <p>障がいがあってもその人らしく誇りややり甲斐を持って、安心して快適に就労するための支援を行います。</p> <p>① 企業からの請負作業</p> <p>既存の請負作業の継続とともに、一人ひとりのペースを大切にしながら、各々作業に従事できるように見直していく。</p> <p>ア ギフト商品に関する箱折り、セット組み作業</p> <p>イ 金属ボルトの計数、結束作業</p> <p>ウ 種の袋入れ作業</p> <p>エ 学習シール等の袋入れ作業</p> <p>オ 商品券の箱折り作業</p> <p>カ 施設外就労</p> <p>② 自主製品製造販売事業</p> <p>ア 古紙リサイクル植木鉢（エコポット）</p> <p>イ 廃油リサイクル石けん（エコ石けん）</p> <p>ウ その他工芸品</p> <p>③ その他</p> <p>ア 郵便切手類の販売</p> <p>イ 洗車</p> <p>④ 一般就労に向けた支援</p> <p>ア 職場実習</p> <p>イ 求職活動支援</p> <p>(2) その他</p> <p>地域社会との交流を深め、関係機関と連携を図り、地域の中で社会の一員として意欲と生き甲斐を持って生活するための</p>		<p>(1) 一人ひとりの障がいや健康状態に合わせて、自分のペースで作業を進められ、安心して過ごすことができる場を目指します。</p>

支援を行います。

① 身辺処理能力・日常生活能力向上のための取組

- ア 着替えや整容、食事や排泄の支援
- イ 掃除や洗濯等スキルの向上

② 社会生活能力向上のためのプログラムの実施

- ア 少人数の外出プログラム

③ イベント等への参加

- ア 福祉スポーツ大会
- イ あいあいまつり
- ウ 赤い羽根街頭募金活動

④ 余暇活動、レクリエーションの実施

- ア 日帰りバス旅行
- イ スポーツレクリエーション
- ウ ウォーキング
- エ お楽しみお食事会

⑤ 送迎車の運行

希望する利用者の自宅又は指定場所までの送迎を行い、利用者の通所時の安全確保と、保護者の負担軽減を図ります。

(3) その他

- ① 虐待防止のための委員会の開催
- ② 感染症対策のための委員会の開催
- ③ 業務継続計画の研修・訓練ならびに検証・見直し

(2) 個別支援計画に基づいたきめ細かな支援を通じて、障がいのある利用者の能力向上や自己実現を促し、充実した日常生活を実現します。

また、加齢等による状態変化が見受けられた際には、安心して過ごせる場所を一緒に考え、フォローしていきます。

V ファミリーサポートセンター事業		
ファミリーサポートセンター事業(市受託事業)	担当	相談支援課
事業計画・概要		めざす成果
<p>子育ての援助をしたい人（協力会員）と援助をしてほしい人（利用会員）の双方の会員間の援助活動の調整を行うことにより、子育て支援を促進するため、日高市ファミリーサポートセンターを運営します。</p> <p>(1) ファミリーサポートセンター事業(市受託事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 会員の募集、登録その他会員組織の運営 ② 援助活動の調整及びあっ旋 ③ 会員に対して、援助活動に必要な知識を付与するために行う講習会等の開催（協力会員講習会） ④ 会員同士の親睦や情報交換の場として定期交流会の開催 ⑤ アドバイザーの配置 ⑥ アドバイザーのスキルアップのための研修参加 ⑦ 広報（ファミサポ通信の発行） <p>(2) その他の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日高市要保護児童対策地域協議会実務者会議の出席 ② 日高市児童福祉審議会委員の受嘱 ③ 子育て応援課との定期連絡会の実施 ④ 協力会員増員のための養成講習会の定期開催 		<p>(1) 複雑な依頼にも対応できるよう、協力会員に研修の機会を提供します。</p> <p>新しい協力会員を定期的にフォローし、定着促進に努めます。</p>

公益事業

I 地域包括支援センター		日高市高麗川地域包括支援センター
地域包括支援センター（市受託事業）	担当	日高市高麗川地域包括支援センター
事業計画・概要		めざす成果
<p>(1) 包括的支援事業</p> <p>① 第一号介護予防支援事業 総合事業において、事業対象者に支援計画を作成し、訪問型サービス、通所型サービスを適切に提供し、自立した生活が続けられるよう支援します。</p> <p>② 総合相談支援業務 本人、家族、地域住民、ネットワーク関係者などからの情報をもとに、高齢者宅を訪問することで心身の状況や家庭環境などを把握し相談者に適切な支援や提案を行います。</p> <p>(2) 権利擁護業務</p> <p>① 成年後見制度の活用 ② 高齢者虐待への対応 ③ 困難事例への対応 ④ 消費者被害の防止</p> <p>(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務</p> <p>① 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築 介護支援専門員が社会資源を活用できるよう地域の連携、協力体制を整備します。</p> <p>② 介護支援専門員に対する支援 ③ ケアマネサロンの開催</p> <p>(4) 在宅医療・介護連携推進事業</p> <p>① 多職種連携座談会「飯能・日高ワールドカフェ」への参加 ② 「在宅医療連携拠点はんのう」との連携</p> <p>(5) 認知症総合支援事業</p> <p>① 認知症初期集中支援事業 ② 認知症地域支援推進員の活動 ③ 認知症家族・当事者への支援 オレンジカフェ（認知症カフェ）の実施や認知症相談</p>		<p>(1) 地域包括ケアシステムの構築を推進し、介護保険サービス以外の社会資源を把握し、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう支援します。</p> <p>(5) 認知症のかたが地域で安心して住み続けられるよう、早期の適切な支援に努めます。 また、介護する人を地域で支援する体制を作り</p>

<p>窓口の普及を通して、認知症の人およびその家族や支援者の社会参加を支援します。</p> <p>(6) 生活支援体制整備事業（第2層担当）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 担当圏域のニーズと既存の社会資源の把握及び住民共助の活動の充実 ② 介護者サロン及び圏域内地域ケア会議の開催 <p>(7) 地域ケア会議の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ケアマネジメント支援型地域ケア会議の参加 ② 圏域型地域ケア会議 <p>(8) 指定介護予防支援業務</p> <p>(9) 一般介護予防事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 日高市健康ロコモ体操及びフレイル予防教室の開催 ② 介護予防教室の開催 ③ 地域介護予防活動支援事業 住民主体の介護予防教室として開始した「くりくり元気体操」の普及とその活動を適宜支援していきます。 <p>(10) その他の事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 介護保険制度などの出前講座や出前相談の実施 ② 認知症サポーター養成講座の実施 ③ 日高市地域包括支援センター便りの発行（年2回） ④ おれんじ便りの発行（年2回） ⑤ 居宅介護支援事業者及び介護サービス事業者情報交換会の開催（偶数月） ⑥ 在宅看護実習生の受け入れ ⑦ 救急医療情報キットの配布（随時） <p>(11) その他</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 虐待防止のための委員会の開催 ② 感染症対策のための委員会の開催 ③ 業務継続計画の研修・訓練ならびに検証・見直し 	<p>ます。</p> <p>(6) 第1層の担当者と連携して地域に高齢者が気軽に集える場所を作ります。</p> <p>(8) 介護予防事業を通じて高齢者の運動機能や認知機能の低下を防ぎます。</p>
<p>○重点課題 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進</p> <p>○重点目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域型地域ケア会議を開催し地域の連携を強めます。 ・圏域内におけるケアラー支援体制の構築をめざします。 	

II 障がい者就労支援事業

日高市障がい者就労支援センター「えるむ」

障がい者就労支援センター（市受託事業）	担当	相談支援課
事業計画・概要		めざす成果
<p>障がい者の就労の機会の拡大を図るとともに、障がい者が身近な地域において安心して働き続けられるよう、就労の促進を行うことにより、障がい者の自立と社会参加を図ることを目的として、日高市障がい者就労支援センター「えるむ」を運営します。</p> <p>*障がい者就労支援センター「えるむ」は職業安定法第33条第1項により「無料職業紹介事業」の許可を受けています。</p> <p>(1) 就労支援の実施方法</p> <p>① 職業相談 利用者やその家族、事業主などからの就労全般に関する相談を受けます。</p> <p>② 就労準備の支援 利用者の適性などを把握し、就労意欲や職業能力を高めるなど、就職に向けた支援を行います。また、必要に応じて、受診同行し、主治医より就労について、具体的な留意点などの指示を受けます。</p> <p>③ 職業的アセスメントの推進 「ワークサンプル幕張版」を活用して作業の疑似体験や職業上の課題を評価し、把握します。利用者の強みに着目しつつ、作業遂行力、障がい特性の課題を補完する支援に役立ちます。</p> <p>④ 職場開拓 ハローワークへの同行や独自の職場開拓などにより、利用者の求職活動を積極的に支援します。</p> <p>⑤ 職場実習の支援 利用者が職場に慣れるための職場実習を行うとともに、事業主や従業員の障がいへの理解や協力、職場環境の調整を行うなどの提案や支援を行います。</p> <p>⑦ 職場定着の支援 定期的に事業所を訪問し、事業主や登録者から就業状況をモニタリングし、課題があれば調整し就業継続支援を行います。</p> <p>⑧ 離職時の調整及び離職後の支援 離職後の雇用保険受給支援や再就職に向けた支援活動を行います。</p> <p>(2) その他の活動</p> <p>① インテーク会議の出席</p> <p>② 日高市障害者総合支援協議会の出席</p> <p>③ 入間西障害者就労支援センター実務者会議の出席</p> <p>④ 西部圏域就労支援センター等情報交換会の出席</p>		<p>就労準備支援や職場定着支援及び就労支援に関連する生活支援を進めます。</p> <p>(1) 教育機関や事業所と連携を図り、より安定した就労が定着できるように支援します。</p> <p>日高市商工会や日高市産業振興課と連携し職場開拓並びに雇用定着を進めます。</p> <p>埼玉県雇用総合サポートセンターと連携し、企業開拓や「短期雇用体験」を促進します。</p> <p>実習期間中は就労支援センターが保険料を負担し傷害保険に加入していただきます。</p> <p>(2) 各種委員会の参加を通じて、障がい者就労への理解に努めます。</p>

Ⅲ 生活困窮者自立支援事業		日高市自立相談支援センター	
1	生活困窮者自立相談支援事業(市受託事業)	担当	相談支援課
事業計画・概要		めざす成果	
<p>生活に困窮している人に対し、生活保護受給に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図るよう支援します。</p> <p>(1) 自立相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自立相談支援事業 アセスメントによりプラン案の作成、支援調整会議の実施 ② 自立相談支援事業による就労支援 ③ 住居確保給付金給付金の申請や支給決定後の支援 ④ 生活困窮者世帯の子どもの学習支援 ⑤ 無料職業紹介事業 ⑥ 職員の資質向上のための研修受講促進 ⑦ 緊急食糧支援の実施 <p>(2) 地域づくり・地域連携業務(相談支援体制包括化の推進)</p> <p>行政、関係機関、市民との連携を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 普及・啓発促進 ② 新たな社会資源の検討、その他情報の活用と連携 ③ フードバンク・フードドライブの実施 ④ フードパントリーの定期開催 ⑤ 大人用おむつ無償提供会の随時開催 ⑥ 「生活の困りごと相談」の出張開催 ⑦ 特例貸付借受人へのフォローアップ支援 		<p>困りごとを抱えた人(世帯)が、安心・安定した生活を送れるよう包括的な支援を行います。</p> <p>(1) 職業安定法第33条第1項の無料職業紹介事業により、就労支援を強化します。</p> <p>支援調整会議の定期開催により関係機関と課題や方針を共有します。</p> <p>(2) 不足している社会資源について検討し充実を目指します。</p> <p>食の支援を通じ、関係機関との連携、支援が必要な人の早期発見の機会とします。</p>	

2	生活困窮者就労準備支援事業(市受託事業)	担当	相談支援課
事業計画・概要		めざす成果	
<p>生活困窮者自立支援法に基づき就労に向けた準備としての基礎能力の形成を、支援対象者個々の状況に合わせたプログラムを作成し、計画的かつ一貫して支援を実施します。</p> <p>(1) 就労準備に関する支援</p> <p>① 日常生活自立に係る支援</p> <p>② 社会自立に係る支援</p> <p>③ 就労自立に係る支援</p> <p>④ その他必要と認められる支援</p> <p>(2) 就労準備支援セミナーの定期開催</p> <p>(3) 出張ハローワーク相談の検討、開催</p> <p>(4) 就労準備支援プログラムの実施に向けた検討</p>		<p>長期療養やひきこもり等で就労経験のない人などの支援を通じて社会参加を促します。</p>	

3	生活困窮者家計改善支援事業(市受託事業)	担当	相談支援課
事業計画・概要		めざす成果	
<p>生活困窮者自立支援法に基づき、家計に課題を抱える生活困窮者に対して、必要な情報の提供又は専門的な助言、指導等を行うことにより、生活困窮者自身の家計を管理する能力を高め、早期に生活が再生されるよう支援します。</p> <p>(1) 家計改善に関する支援</p> <p>① 家計改善に関する相談支援</p> <p>② 家計管理に係る支援</p> <p>③ 滞納の解消及び各種給付制度等の利用に向けた支援</p> <p>④ 多重債務者相談窓口等との連携による債務整理の支援</p> <p>⑤ 貸付のあっせんに係る支援</p> <p>⑥ その他必要と認められる支援</p> <p>(2) 家計改善セミナーの検討、開催</p>		<p>家計の収支などを再確認することで更なる困窮に陥らないよう、専門的な助言指導などを行います。</p> <p>出張相談内での家計改善相談を実施します。</p>	

IV 生活支援体制整備事業		
生活支援体制整備事業(市受託事業)	担当	地域福祉課
事業計画・概要		めざす成果
<p>(1) 高齢者生活支援の現状・課題の共有の機会づくり</p> <p>① 第1層協議体の運営 生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画を進めるため、生活支援コーディネーターと多様な活動団体等が参画する情報の共有・連携強化の場として設置する第1層協議体を運営します。</p> <p>② 生活支援コーディネーター会議</p> <p>(2) ニーズと現状の把握</p> <p>① 地域ニーズ調査の支援 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)や第2層生活支援コーディネーターと連携し、地域で取り込まれる地域ニーズ調査活動を支援します。</p> <p>② 活動先訪問による実態把握 地域で取り込まれるサロン活動や各種会議を訪問し、実施者や参加者からの聞き取りを行い、地域に必要なサービスや支援について検討します。</p> <p>③ ケアマネジメント型地域ケア会議でのニーズ把握 ケアマネジメント型地域ケア会議に出席し、報告される内容から地域に必要な支援や取組について検討、必要な提案を行います。</p> <p>(3) 担い手養成に向けた取組 地域支え合いによる生活支援体制の構築に向けて、地域住民や関係者に向けた事業周知及び協力の呼びかけを強化します。</p> <p>① 地域支え合いの取組に関する助言</p> <p>② 地域支え合いの取組の実施地域や民間事業者等協力者の拡大に向けた啓発及び活動の支援</p> <p>③ 地域支え合いの意識啓発</p> <p>④ インターネット及び広報による活動の周知の強化</p>		<p>(1) 高齢者の生活支援体制の現状把握、共有の機会として第1層協議体を開催します。</p> <p>(2) 地域におけるニーズ調査の取組支援を通じ、ニーズに立脚した生活支援サービスの提案ができる体制づくりを援助します。</p> <p>(3) 広報啓発を強化するとともに、担い手の養成に向けた各種取組を進めます。</p>